

高知県企業外商活動支援事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県企業外商活動支援事業費助成金交付要綱（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成目的)

第2条 高知県航空利用促進協議会は、高知龍馬空港の利用促進を図るため、高知龍馬空港発着の定期便（羽田線・伊丹線・名古屋線・福岡線）を利用した旅行で、高知県又は関係団体主催の外商関連事業（展示会や見本市、フェア等）に参加する企業、個人事業者及び経済団体（以下「企業等」という。）に対し、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、高知県内に本拠又は事業所等を置く企業等とする。ただし、別表に掲げるいずれかに該当する場合を除く。

(助成金の交付要件)

第4条 助成金の交付対象は、次に掲げる条件をすべて満たす旅行とする。

- (1) 高知龍馬空港を往路に出発空港及び復路に到着空港として利用すること（ただし、第5条第1項ただし書の場合には、往路又は復路のいずれかの利用でも認める）
- (2) 平成30年4月1日以降に出発し、平成31年3月31日までに帰着する旅行であること
- 2 国又は地方公共団体から支給される旅費による旅行でないこと
- 3 高知県航空利用促進協議会が実施するその他の助成事業（高知県募集型企画造成支援事業等）又は他団体の助成事業の適用を受けて実施する旅行でないこと

(助成金の対象経費、交付額及び上限額)

第5条 助成金の対象経費は、高知龍馬空港を往復利用する、航空運賃（羽田空港旅客施設使用料を除く。以下同様。）及び宿泊を含む旅行、又は航空運賃を含む旅行（日帰り旅行）の費用とする。ただし、高知県利用促進協議会会長（以下「会長」という。）が、必要と認める場合には、高知龍馬空港を往路又は復路で利用する旅行の費用も対象とする。

- 2 助成金の交付額は、旅行の参加者一人（大人料金を支払った実人員とし、小人・無賃人員・添乗員を除く。以下同様。）あたり、宿泊費が含まれる旅行の場合には3千円、宿泊費が含まれない旅行（日帰り旅行）の場合には2千円とする。ただし、第1項ただし書の場合は、一人あたり1千円とする。
- 3 助成金の交付対象人数は、一企業等あたり2人までとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする企業等は、助成金交付申請書(第1号様式)を、出発しようとする日の7日前までに会長に提出するものとする。ただし、申請は一回限りとする。

- 2 前項の助成金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 高知県又は関係団体主催の外商関連事業(展示会や見本市、フェア等)のチラシ及びその事業に参加することが分かる書類
 - (2) 旅行の参加者一覧
 - (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、別記第2号様式により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による助成金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成金の交付決定の変更等の申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更・中止承認申請書(第3号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前条の規定により助成金の交付決定を受けた額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき
- (2) 前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業(以下「助成事業」という。)の内容を変更するとき(ただし、軽微な変更を除く)
- (3) 助成事業を中止又は廃止するとき

(助成金の請求及び実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が完了した日の翌日から起算して14日以内に、助成金実績報告・交付請求書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 旅行の領収書(パック旅行商品にあたっては商品の番号など詳細に内容が分かるもの)
- (2) 搭乗者証明書(航空機に搭乗したことが明らかとなる書類)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第10条 会長は、前条に規定する助成金実績報告書を受理した場合は、これを審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 会長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この

場合において、既に助成金が交付されているときは、助成事業者は、助成金を返還するものとする。

- (1) この要綱の条件に違反したとき
- (2) この要綱に基づき会長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) その他助成事業の執行について、不正の行為があったとき

(助成金の返還)

第12条 会長は、前条による助成金の交付決定の変更マハタ交付決定の全部若しくは一部の取り消しによって助成金の額を減額したときは、交付した助成金のうち減額分について、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(状況報告及び調査)

第13条 会長は、必要に応じて助成事業者から助成事業の遂行状況について報告を求め、又は調査することができる。

(関係書類の保管)

第14条 助成事業者は、助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月23日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

別表（第3条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。